

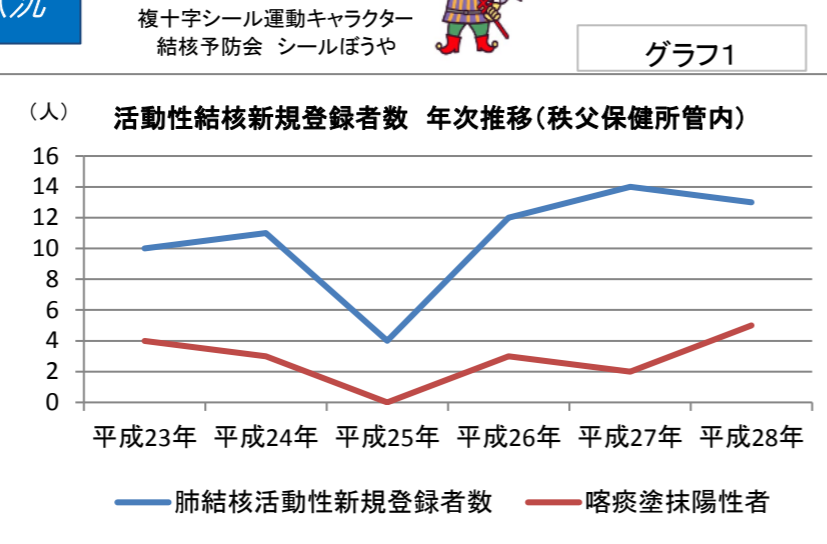
平素より、保健所の結核対策の推進につきましては、ご協力とご理解を賜りましてありがとうございます。医療機関や高齢者施設の結核対策を一層強化していただくために、秩父保健所管内における結核の現状をテーマにした「結核通信」を作成し、管内医療機関へ送付させていただくことにしました。

1. 秩父保健所管内の結核患者の状況

右のグラフ1のとおり秩父保健所管内の活動性結核患者(新規)はここ数年は増減を繰り返しながら、ここ数年は10~14人で推移しています。

また活動性結核新規登録者数のうち喀痰塗抹陽性者(人にうつす可能性の高い患者)もここ数年増減を繰り返しております。平成28年は喀痰塗抹陽性者は5人とこの5年間では1番多い人数となりました。結核感染のリスクは払拭できないのが実情であります。

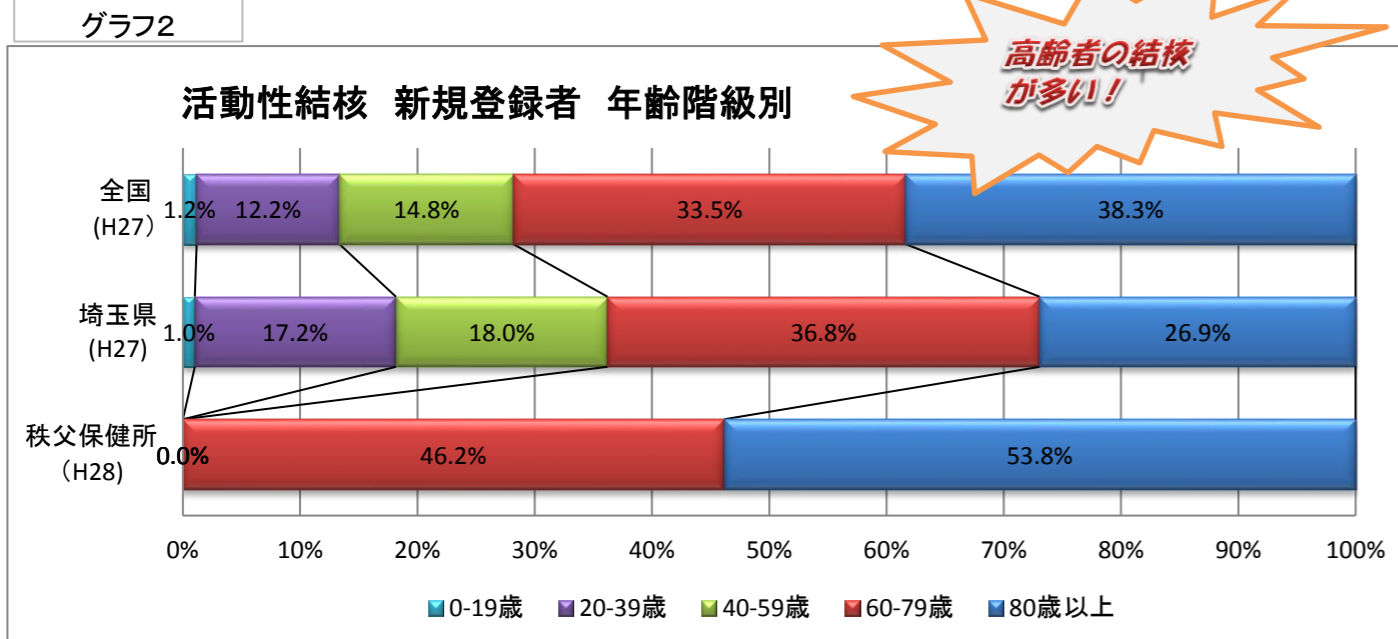
秩父保健所管内における平成28年結核罹患率(人口10万人当たりの結核新規登録患者数)は12.8となっております。
<参考>埼玉県の罹患率13.2(H27)、全国の罹患率14.4(H27年)



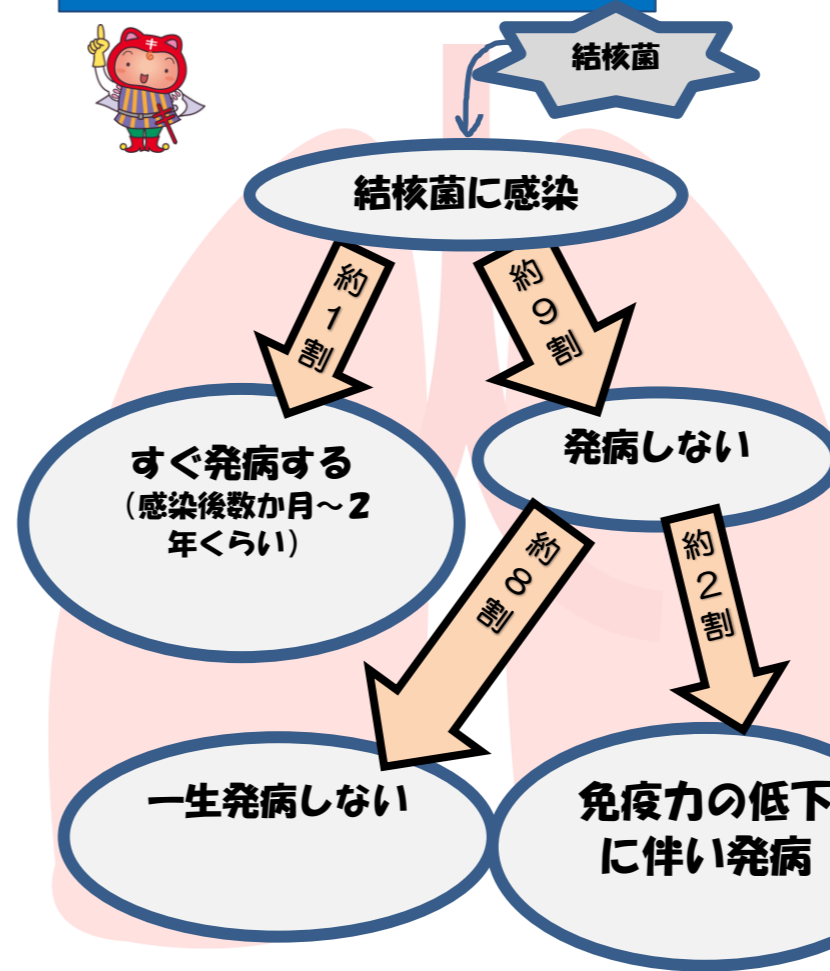
2. 年齢階級別

下のグラフ2のとおり秩父保健所管内の活動性結核新規登録者は埼玉県、全国と比較しても60歳以上の年齢、特に80歳以上の高齢者の新規登録者の割合が多い状況にあります。結核対策において高齢者への対応が課題となっております。

秩父地域では、高齢者世帯の増加が進んでおります。高齢者の結核の問題としては、咳や痰の症状が顕在化しないことから、結核を疑われることなく診断が遅れることや基礎疾患により結核が重症化し発見される場合があります。



3. 高齢者の結核



結核は空気感染をします。結核を発病した患者の咳やくしゃみの中の結核菌を肺の中に吸い込むことで感染します。ただ、菌が体内に侵入しても、鼻やのど、気管支などにひっかかり、肺の細胞に定着せず体外に運び出されれば感染はしません。

高齢者は、かつて結核が流行していた時代に、感染した方が多い(既感染率は80歳代で50%以上)と報告されています。そのため感染後、何年もの間、体内で眠っていた結核菌が、免疫力の低下などに伴い、発病することが問題になっています。ただ、感染だけの状態では、症状もなく、他の人に感染を広げることはありません。左の図のように結核菌に感染をしても、発病する方は10~20%程度とされています。

※しかしながら高齢者の場合、咳などの症状として現れない場合が多く、急な体重減少、倦怠感に注意が必要です。日々の健康管理が結核の早期発見に繋がります。

高齢者、糖尿病や腎臓病を患っている人など

1年に1度は胸部レントゲン検査を受け、健康管理に努めることが大切です。

4. 医療機関、高齢者施設等の皆様へ

① 定期の健康診断について

感染症法第53条の7の規定に基づき、施設の従事者及び入所者には定期の健康診断が義務付けられています。結核定期健康診断の実施結果の報告を年度毎によろしくお願いします。

② 結核発生届について

感染症法第12条に基づき、医師が結核と診断した場合には診断後直ちに最寄りの保健所へ届け出ることが必要です。

5. おわりに

保健所では、患者さんご本人へ確実に内服治療が継続できるよう結核担当がDOTS(直接服薬確認)を実施しております。医療機関や高齢者施設の皆様には多くのご協力をいただいております。結核患者を早期発見すること、確実に治療することは、重症化を防ぐだけでなく、結核の蔓延防止につながります。今後とも結核対策へのご支援・ご協力をお願い申し上げます。